

（1）大学・学科の設置理念

①大学

「神戸女子大学の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた、心身ともに健康な国民の育成に、力をつくすにある。」

この建学の精神のもと、教育綱領として次の通り定め学芸の充実に努めている。

- ・学術の研究を通して、人生社会に対する広い視野と深い洞察とを身につけ、識見高く、心豊かな女性を育てる。
- ・個性の伸長をはかり、社会に貢献しうる人材を育てる。
- ・勤労を愛し、義務と責任を重んじ、自行動する態度を養う。
- ・宗教的情操を培い、謙虚にして愛情深く、よく苦難に耐え、常に信念に生きる女性を育てる。
- ・明朗にして礼節あり、健康にして柔軟な心身の持ち主となり、よく世代を導きうる女性を育てる。

神戸女子大学の母体である学校法人吉学園は、古くから海外へも開かれてきた神戸の地で80年近くにわたって生活・文化・教育・福祉・健康などの観点から、女性の特性を活かして「人々の暮らし」に貢献できる分野を中心に、教育と学術研究を展開し、社会が必要とする人材、それぞれの地域で暮らす人々を支える役割を担う専門家を育成してきた。昭和41年に神戸女子大学が設置されて以来、これまでの56年間で約3万5000人の卒業生を輩出してきており、近畿、中国、四国地方を中心に全国のさまざまな分野で活躍している。そして、教員、保育士、栄養士、管理栄養士、博物館学芸員など「人々の暮らしと文化」を育む専門家として、各地域でその地域の人々と連携し、地域の発展に寄与し、また、広範な地域に向けて学術的視点からの情報を発信し続けている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

教育学部教育学科は、本学の建学の精神に基づき、次に示すような人材の養成の視点を設定して学生の教育・指導を行うことにより、教育の場において、幼児期から児童期・思春期にわたる子どもたちの健全な心身を育み、生きる力を育むことのできるような資質・能力を有した女性を育成する。これは、従前の文学部教育学科の理念を引き継ぐものである。

【教育学部の人材養成】

- ・豊かな人間性と高い倫理観や道徳性をもち、教育や保育のあるべき姿を協働的に探究し、子どもの人格形成と自己実現を指導し支援できる人材を養成する。

【教育学科の人材養成】

- ・豊かな人間性と社会に貢献する「強みと専門性」を備え、実践力をもった教員・保育者を養成する。
- ・多様な子どもを深く理解し、一人ひとりに寄り添いその幸福と自己実現をサポートする教員・保育者を養成する。
- ・教育や保育にかかわる確かな知識や技能と倫理観を持ち、常に向上心をもって生涯学び続ける教員・保育者を養成する。
- ・子どもの学ぶ意欲を高め、深めながら資質・能力を育てていく力を身に付けた教員・保育者

を養成する。

- ・保護者や地域住民のニーズを把握し、チーム学校の一員として地域社会の要請にも適切に対応できる教員・保育者を養成する。

【教育学科が目指す資質・能力】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を提示する。

基礎・基本となる力の「知識・技能」、主に考える力としての「思考力・判断力・表現力等の能力」、そして、それらを活用するときの意欲や態度に現れる「主体性・多様性・協働性」で構成している。次に、それぞれの資質・能力における評価規準を提示する。

「知識・技能」

- ・教育学・保育学における基本的な知識・技能を修得している。
- ・教育学・保育学における専門的な知識・技能を修得している。
- ・教員・保育者としてふさわしい教養や資質を身に付けている。

「思考力・判断力・表現力等の能力」

- ・子どもの成長や発達を多角的・多面的な視点から捉えることができる。
- ・子どもの成長や発達を踏まえ、教育・保育の計画を立案し適切に評価することができる。
- ・子どもたちの実態に即して創造的に教育・保育の実践を行うことができる。

「主体性・多様性・協働性」

- ・教育学・保育学の幅広い知識・技能を主体的に修得していく意欲と態度がある。
- ・社会や子どもが持つ多様な価値を尊重し、他者と協働して教育・保育を実践していくことができる。
- ・教員・保育者として、使命感や責任感をもって教育・保育に関わることができる。

教育学科では、このようなポリシーに基づいて、子どもを取り巻く現代社会のさまざまな課題を理解し、柔軟に対応できる人間性豊かな人材を育成することにより、幼稚園・小学校・中学校（英語）・特別支援学校教員として必要な基本的資質・能力を養成する。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学の建学の精神、設置の理念を体現するために、大学設置と時を同じくして教職課程の設置を申請した。教職が女性にとって、社会に進出し貢献することのできる極めて意義のある職業の一つであるとの認識のもとに、それぞれの学部・学科の教育目標、学位プログラムに関連させて教職課程の整備を図ってきたところである。また、近年では建学の精神を「自立心」

「対話力」「創造性」というより具体的な３つの言葉として表現し、学生、教職員に広く浸透させている。これらの能力を培う教育は、まさに現代の教員として必要とされる資質能力を育成することにもつながっている。

前述した建学の精神及び教育綱領を踏まえて、学園創始者の思いを引き継ぎ、教職員と学生との間に親密な関係のある学園として、学生一人一人を大切にしたい教育（例えば、少人数ゼミ、クラス担任制等）を実践している。教職課程における学生指導にあたってもこの立場は一貫しており、このような姿勢によって、人づくりに最も大切な自立した個人として他者との信頼関係を育む力の形成を図っている。

そして、今日の教育課題に応えるために、教職課程を履修する学生に対して、以下のような目標を相互に結びつけながら、教員としての基本的資質を養成する。

- ・教員になるという真剣な熱意を育むこと

- ・幼児・児童・生徒の多様なニーズを受けとめる教員の資質・能力とは何かを、自らに問い続ける姿勢を育むこと
- ・模擬授業等を通して教科等の実践的指導力を育むこと
- ・ICTを活用した授業力を育むこと
- ・「学校インターンシップ」等の体験活動や実習を強化し、児童・生徒の様子を的確に把握して関係を深める力を育むこと

さらに、学校における喫緊の課題である「いじめ・不登校」などへの対応力の養成や、自閉スペクトラム症や学習障害などの発達障害等への理解と支援、あるいは家庭・地域との連携、保護者対応力等の養成に向けて、教職科目を履修する学生が、単なる理論の学修にとどまることなく、学校インターンシップや学校行事のサポーター、特別支援教育のボランティアとしての経験などを踏まえながら実践的な感覚を育てていく。

これらの方針の下で、文学部教育学科では当然ながらほとんどの学生が教職を志望して入学し、勉学や実習に励んでいるのを始めとして、他の学部・学科においても、文学部日本文学科・英文学科・英語英米文学科・国際教養学科・史学科、家政学部家政学科・管理栄養士養成課程、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科、および看護学部看護学科などの多くの学科に教職課程が設置されており、それらの学科の在籍学生のうち、ほぼ40%に及ぶ学生が教職科目を履修している。

そして、令和5年度までの10年間で、幼稚園教諭（認定こども園を含む）321名、小学校教諭576名、中学校教諭117名、高校教諭60名、栄養教諭25名、養護教諭7名と多数の卒業生が教職に就いており、各地の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員として教壇に立ち、幼児・児童・生徒の教育に携わってきた。

このように、教員養成は神戸女子大学の教育の中核をなしていると言うことができる。そこで、教職指導の更なる充実を図り、教職課程履修学生の学校教育職員として必要な資質・能力の育成・向上を目指すことを目的に、平成19年度に教職課程の全学的で統合的な運営の拠点として「神戸女子大学教職支援センター」を設置して、教学部門と教職事務部門とが一体となることにより、学生に対するきめ細かな指導体制を敷いてきている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

教育学部教育学科は、教養としての教育学を学ぶ学科ではなく、確かな教育理論を修得しつつ、在学中に学校現場と連携して実践的指導力を身に付けること。すなわち「豊かな人間性と社会に貢献する実践力を兼ね備えた教員」を育成し、変革する未来を生きる子どもたちに必要となる資質・能力を育てていくという使命感と確かな実践力などの高い資質・能力をもった教員養成を目標としている。そのため、子どもの成長や発達を科学的に理解し、多角的な視点から柔軟な発想と感性をもって人間をとらえる資質・能力を備えた教員を養成するとともに、社会の変化やさまざまな状況を踏まえながら教育をリニューアルすることのできる洞察力を持ち、教育・保育の場での実践的指導力を備えた教員を養成する。また、近年における学校教育の場では、増加する不登校やひきこもりの子どもへの関わり、深刻ないじめへの対応、発達障害やその傾向の認められる子どもへの教育的支援、学校現場において受け入れがたい要望してくる保護者への対応、教育の質の向上のための地域との連携など、教員が対処しなければならない課題は増大する一方である。そのような状況におかれる教員には、働き方改革を取り入れ、校務を円滑に進める人間的な幅の広さと柔軟な対応力が求められる。

そこで、教育学科では、「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性の育成」

を目指す本学の建学の精神に基づき、学生が卒業後に教職に就いたときに、自立し責任を担って教育活動を推進していくことのできる教員として、対話を通して子どもや保護者の心をよく理解し信頼関係を構築し、チーム学校の一員として他の教職員と協働することができ、創造的に思考することで諸課題を解決していくことのできる力を培っていく。そのために、以下に示すような資質・能力を備えた教員の養成を行う。

- ・教えるとはどのような行為であり、学ぶとはどのような営みであるのかについて多面的に考え、個別最適な学習について深く理解することのできる教員
- ・子どもの成長・発達とはどのような過程であり、その過程において教員はどのような役割を担うことができるのかということについて、主体的に考えることのできる教員
- ・一人一人の子どもの心を深く理解するために、子どもと常に対話し共感的に一人一人の思いや願いを的確に受けとめることのできる教員
- ・自らの教育のあり方について常に探究し、専門的知識及び技能を高め続け、実践的指導力の向上に努めることのできる教員
- ・子どもとの関係だけでなく、保護者との関係、地域住民や関係諸機関との関係をも視野に入れて日々の教育実践を行うことのできる教員
- ・さまざまな障害や特性のある子ども一人一人を尊重し、それぞれの教育的ニーズを十分把握し、子どもの将来を見通した個別的配慮をすることのできる教員
- ・学校・園という場の中で生じる多様な課題に対して、他の教職員とともにチームとして協力し対応することの意義を理解し、役割を実践することのできる教員

教育学科では、このような教員としての資質・能力を養成するために、学生一人一人を大切にし、主体的で深い学びを得ることができ、教育を進め、教育実習、学校インターンシップなどの現場実習体験を重視し、学科の教員が連携してきめ細かい教育・指導を行っていく。そのために、学科のカリキュラムを、学科共通基礎科目群、コース専門科目群から構成し、学生の学修が体系的に進んでいくようにしている。学科共通基礎科目群は、「新時代の教育課題」

「教育の基礎理解」「教育研究力の育成」「教育実践力の錬成」で構成されている。また、コース専門科目群は、各コースの専門科目と、取得可能な免許にかかる専門科目及び実習科目で構成されている。1回生後期より、それぞれの志望に応じたコースに分かれる。コースは「義務教育コース」「初等教育コース」「幼児教育コース」から構成されている。「義務教育コース」では、中学校教諭一種免許状（英語）と小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状の取得が可能である。「初等教育コース」では、幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状の取得が可能である。「幼児教育コース」では幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状の取得が可能である。

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

多様な幼児・児童・生徒を支える「令和の日本型教育」を進めるうえで、インクルーシブ教育システムを基盤とする教育現場の状況を理解するとともに、個別最適な学びをリードする教員の専門性が必要となる。つまり、インクルーシブ教育システムの構築と推進のためには、発達障害に関する知識や技能の習得に代表されるように、通常の学級の担任や担任外の教員等、全ての教員が習得している必要がある。そのため、教員養成の段階で特別支援学校教諭免許と小学校教諭免許又は中学校教諭免許幼稚園教諭免許を併せ持つことが、今後時代のニーズに対応した教員養成の要となる。また、本学の養成教育の課題として、学生が教職課程履修中であっても学校インターンシップや教育実習において、特別支援教育の知識や技能は必須となって

いるのが学校現場における現状である。

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が近年において顕著に増加している。この度の特別支援学校教諭免許の設置は、現代の教育課題に応えるものであり、特別支援教育は全ての学校で行われることが要請されている現状に積極的に対応するものである。各自治体の教員採用においても特別支援教諭免許を有している学生が求められている。

本学科では、これまで学科共通基礎科目群に必修の「特別支援教育」を1年次に設置しており、教職課程における特別支援教育の基礎・基本を扱ってきた。その後、2年次からの「学校インターンシップ」や「教育実習」において、学修した成果を生かし、教職員の適切な指導のもとで幼児・児童・生徒への関わりを深めてきた。しかし、特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の増加により、学習指導や生活指導の場面で対応に苦慮することも多かったことが、学生の活動報告や教員の訪問指導により顕在化してきたのである。そこで、このような時代の要請や学生の指導上の課題等を解決するために、特別支援学校教諭免許の設置を計画したのである。

既存の各コースにおける教職科目のカリキュラムマップを踏襲しながら、特別支援学校教諭免許に係る専門科目を1年次後期から4年次後期まで各セメスターにおいて無理なく履修することで学生の負担を少なくしながら、特別支援教育の基礎から応用まで学べるようにした。具体的には、以下の通りである。

1年次：

前期の「学科共通基礎科目群」の「特別支援教育」を受けて、「障害者教育総論」で特別支援教育の体系を学ぶ。「知的障害者の心理・生理・病理」と「肢体不自由者の心理・生理・病理」を履修することにより2領域の障害種についての基礎的理解に必要な学修を進める。

2年次：

「肢体不自由教育総論」により、肢体不自由教育の基礎・基本を学び、「病弱者の心理・生理・病理」を履修することにより3領域の障害種についての基礎的理解に必要な学修を終える。さらに、通常の学級での指導において必要とされる発達障害児についての基礎的理解に必要な学修を進める。また、「病弱教育総論」及び「病弱教育Ⅰ」「病弱教育Ⅱ」を同時に履修することにより教育課程や指導法に関わっての学びを深める。

3年次：

「知的障害教育総論」により、知的障害教育の基礎・基本を学び、「知的障害教育Ⅰ」「知的障害教育Ⅱ」を同時に履修することにより教育課程や指導法に関わっての学びを深め、教育実習指導をへて教育実習を行う。

4年次：

「肢体不自由教育Ⅰ」「肢体不自由教育Ⅱ」を同時に履修することにより教育課程や指導法に関わっての学びを深める。また、「重複障害者教育総論」では重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について理解する。

「発達障害者教育論」により、発達障害者に係る基礎・基本を学ぶとともに、領域外の「視覚障害者教育総論」及び「聴覚障害者教育総論」を履修することで、様々な障害を理解する。

以上の履修モデルを原則としつつ、他の免許課程の履修科目との関係で学生に無理なく履修させることを考慮する。

また、学生は各年次が終了するごとに一人一人が自分の「教職履修カルテ」を作成しており、その年度の教職課程についての自己評価を行っていく。そうすることにより、毎年度ごとに自らの弱点や課題を整理し、翌年度の学習目標を明確にしていけることができる。このような

過程を経て4回生でまで身につけてきた力を確認し、自分の課題を総合的に見つめ直し、修正していく作業を行い、教員として使命感と責任感をもって教壇に立つための準備をする。

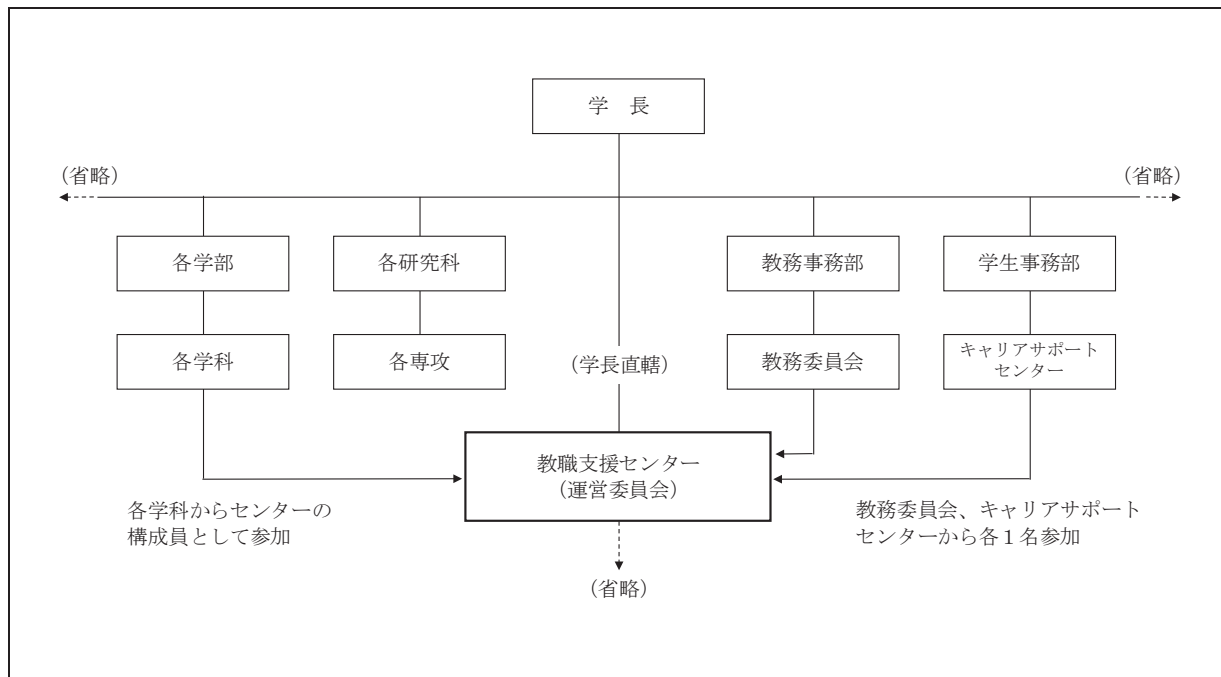
I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター
目的：	本学の教職課程運営の拠点として関係する事項を統括し、教職課程の円滑な運営を行うこと並びに学生の学校教育職員として必要な資質能力の育成・向上を目的とする。
責任者：	教職支援センター長（部局長会構成員より学長が任命）
構成員（役職・人数）：	センター長、次長 1 名、教職に関する特任教員 2 名、教育学科専任教員 4 名、教育学科以外の学科専任教員各 1 名（計 8 名）、教職専門指導員 2 名（非常勤）、事務部長、専任事務職員 4 名、契約職員 1 名、派遣職員 1 名。 運営委員には教務委員会代表者 1 名が加わる。
運営方法：	教員と職員の協働により教職課程運営や教職指導の拠点となり、所管事項の審議については別途運営委員会（長期休暇期間を除き原則毎月 1 回開催）等において行う。 主なセンター業務は次のとおり。 ①教職課程履修学生への学科と連携した教職指導全般 ②「教育の基礎的理解に関する科目等」の担当教員の人事に関すること ③教職課程認定及び法令遵守に関すること ④教職課程の編成と検証及び改善 ⑤教育実習実施計画、履修資格判定及び評価 ⑥シラバスの点検及び改善 ⑦教育実習・介護等体験、学校インターンシップ、学校ボランティアに関する事項 ⑧教職関係各講座及びガイダンスに関すること ⑨教職課程に関する FD・SD ⑩学力に関する証明書の作成 ⑪公私立学校園の求人依頼、開拓、情報収集及び教員採用試験に関する対策講座の企画運営 ⑫教職履修カルテの運用・管理 ⑬教職課程の自己点検・評価 ⑭教職卒業生ネットワーク ⑮教員育成協議会など学校や教育委員会との連携に関すること ⑯教職課程年報の編纂 ⑰教職課程履修ガイドブックの編纂 ⑱教職課程研究の編纂 など

様式第7号イ

(2)(1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

・「神戸市教員育成協議会」への参画

- ①教育実習の現状について
- ②教員採用試験及び採用状況について
- ③初年者研修、経験者研修、採用候補者事前研修について
- ④育成指標の策定について
- ⑤教員研修計画の策定について
- ⑥教育の今日的課題について

等々教員の資質・能力向上方策について協議、情報交換、意見交換を行っている。

- ・在学生や卒業生との研修会、交流会、教職実践演習、フォーラム等への兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会からの講師、シンポジストとして招聘。
- ・近隣教育委員会より、教員免許更新講習のゲストスピーカー招聘。
- ・幼稚園教員養成校と私立幼稚園との意見交換会。(兵庫県私立幼稚園協会及び大阪府私立幼稚園連盟) 教育実習やインターンシップ、採用、研修等に関する意見交換を行い、情報の共有を図っている。
- ・現職教員、校長等の本学各種講座への講師としての招聘。
- ・「兵庫県教員等の資質向上に関する協議会」への参画
 - ①兵庫県指標に関する事項
 - ②研修計画に関する事項
 - ③研修事業の実施内容に関する事項等
- ・兵庫県教育委員会との共催による「中堅教諭等資質向上研修」を実施している。

様式第7号イ

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称：	スクールサポーター制度
連携先との調整方法：	当該制度や実施内容の説明会に神戸市教育委員会より担当者を招聘し、その後希望者の申込みをする。教育委員会が配置校を決定し大学に通知。教職支援センターの事務担当者が教育委員会との窓口となり連絡調整を行う。
具体的な内容：	主に小学校、中学校の授業補助、学級活動や学校行事の補助活動を行うことにより小・中学校の教育活動の支援をするとともに、教育の厳しさや喜びを体験し、教職を目指す者としての自覚を高める。主な活動内容は、授業補助、学級活動補助、児童との遊び、登下校時の指導補助、始業前や放課後の学習補助、特別活動の指導補助、教材作りの補助、部活動の補助などである。

②

取組名称：	神戸市特別支援教育支援員配置事業
連携先との調整方法：	当該制度や実施内容の説明会に神戸市教育委員会より担当者を招聘し、その後希望者の申込みをする。教育委員会が配置校を決定し大学に通知。教職支援センターの事務担当者が教育委員会との窓口となり連絡調整を行う。
具体的な内容：	小・中学校の通常学級におけるLD等の特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導を円滑に推進するために、学級担任の補助を行う。

Ⅲ. 教職指導の状況

教職支援センターを設置し、学科等と連携した教職指導（履修指導、教育実習、介護等体験、スクールサポーター、学校ボランティア・インターンシップ、教職キャリアガイダンス、教員採用試験対策・教員就職支援等）の企画立案と実施、さらに教職課程の教員人事計画と提案、カリキュラム編成と検証、履修カルテの管理、教員免許状一括申請、教職課程認定申請及び関連業務等を体系的にそして一元的に取り扱い、教学と事務のより緊密な関係を築き、「教職協働」体制で学生個々の適性や履修履歴等に応じて、きめ細かい指導・助言・援助が行えるよう、教職指導の充実に努めている。

その具体的な取組としては次のとおりである。

- ①須磨キャンパスのセンターに常駐の教職課程担当専任教員2名（所属は教育学科）、非常勤ではあるが校長経験者2名を専門指導教員として配置し、ポートアイランドキャンパスのセンターには非常勤の専門指導員を配置し、常時学生の履修や教育実習、介護等体験に関わる指導・助言・相談、教員採用試験対策に関わる指導・助言・相談を行える体制を整えている。
- ②教職支援センターに学生の自学自習スペースを設け、また、自由に教員採用情報や教育関連情報を検索できるようにパソコンやタブレット端末を設置し、さらに、過去の教員採用試験問題や授業指導案、採用試験受験報告書等を自由に閲覧できるようにしている。
- ③教職支援センターに、教職課程に関する事項を専門的に取り扱う事務部門を併設し学生への便宜を図り、教学と事務の「教職協働」により一体的な対応ができるようにしている。

教職課程履修ガイダンスについては、先ず入学直後に幼・小及び中・高・養護・栄養教諭ごとに単位の履修方法、教職課程の意義、履修にあたっての心構えなどの内容で行い、各学年、学期に応じて適宜時期に応じた内容で実施している。

様式第7号イ

教育実習の内諾を得るためのガイダンスを実習実施前年度当初に行い、教育実習の目的・意義、心構え、事務手続きなどの内容について実施している。

介護等体験については、実施前年度に事前指導として5コマ「社会福祉の動向と介護等体験の意義」「障害者施設等の状況」「特別支援教育の指導の実際」「心構え」「高齢者福祉施設の介護」を受講させ、事務手続きについてのガイダンスを体験直前に体験期間、施設ごとに分けて行っている。

教員採用試験対策とキャリアアップを目的としたガイダンスについて、年に4回程度実施し、現職教員や教育委員会からも講師を招聘するなどして実施をしている。また現職教員の卒業生と在学生との交流会も毎年実施しており、さらに卒業間もない現職教員に対しての懇談会も催し、卒業後のフォローアップも行っている。

様式第7号ウ

＜教育学部教育学科＞（認定課程：特支一種免（知・肢・病））

（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	「学科共通基礎科目群」の「特別支援教育」において、特別の支援を必要とする幼児や児童、生徒の障害特性および心身の発達を理解する。また、特別の支援を必要とする幼児や児童、生徒の教育課程及び支援の方法を理解する。インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解する。
	後期	「障害者教育総論」で特別支援教育の体系を学ぶ。知的障害教育についての概要や教育内容・方法について理解する。知的障害教育とは何かの問題から定義づけ、歴史的経緯や発達段階や学校段階における教育のあり方を理解する。また、教育要領や学習指導要領に準拠し、教育課程において教科・領域別の指導や教科・領域を合わせた指導の場面における指導内容や方法について理解する。「知的障害者の心理・生理・病理」と「肢体不自由者の心理・生理・病理」を履修することにより2領域の障害種についての基礎的理解に必要な学修を進める。
2年次	前期	「肢体不自由教育総論」により、肢体不自由教育についての概要や教育内容・方法について理解する。肢体不自由教育とは何かの問題から定義づけ、歴史的経緯や発達段階や学校段階における教育のあり方を理解する。また、教育要領や学習指導要領に準拠し、教育課程において教科・領域別の指導や教科・領域を合わせた指導の場面における指導内容や方法について理解する。「病弱者の心理・生理・病理」を履修することにより3領域の障害種についての基礎的理解に必要な学修を終える。さらに、通常の学級での指導において必要とされる発達障害児についての基礎的理解に必要な学修を進める。
	後期	「病弱教育総論」では及び病弱教育についての概要や教育内容・方法について小児医療の実践を踏まえて理解する。病弱教育とは何かの問題から定義づけ、歴史的経緯や発達段階や学校段階における教育のあり方を理解する。また、教育要領や学習指導要領に準拠し、教育課程において教科・領域別の指導や教科・領域を合わせた指導の場面における指導内容や方法について理解する。「病弱教育Ⅰ」「病弱教育Ⅱ」を同時に履修することにより教育課程や指導法に関わっての学びを深める。
3年次	前期	「知的障害教育総論」により、知的障害教育の基礎・基本を学び、知的障害教育についての概要や教育内容・方法について理解する。知的障害教育とは何かの問題から定義づけ、歴史的経緯や発達段階や学校段階における教育のあり方を理解する。また、教育要領や学習指導要領に準拠し、教育課程において教科・領域別の指導や教科・領域を合わせた指導の場面における指導内容や方法について理解する。
	後期	「知的障害教育Ⅰ」では、特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として編成される教育課程の意義を理解するため、生きる力に加え障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを理解する。「知的障害教育Ⅱ」では、知的障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解し、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。教育課程や指導法に関わっての学びを深め、教育実習指導をへて教育実習を行う。
4年次	前期	「肢体不自由教育Ⅰ」「肢体不自由教育Ⅱ」を同時に履修することにより教育課程や指導法に関わっての学びを深める。また、「重複障害者教育総論」では重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について理解する。「教育実習指導」や「教育実習」では、特別支援学校の自立活動を中心とした教育実践に即した教育課程の編成の方法と個別の指導計画の実施と評価、改善方法の基本を習得し、幼児・児童・生徒に対しての教育実践を進める。PDCAサイクルを通して、カリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。
	後期	「発達障害者教育論」により、教育課程の意義やカリキュラム・マネジメントについて理解する。通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学校における特別の教育課程が有する意義を理解する。学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階、学校の教育課程の編成方針を考慮する。免許領域外の「視覚障害者教育総論」及び「聴覚障害者教育総論」を履修することで、様々な障害を理解する。

様式第7号ウ（特支）

＜教育学部教育学科＞（認定課程：特支一種免（知・肢・病））（基礎免許状となる課程：小一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	時期	基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム				その他教職課程に関連のある科目
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目
1年次	前期	教育原理		現代教育の課題	基礎トレーニング	
		教職論		ダイバーシティと教育		
		教育社会学		グローバル 이슈と教育		
		教育心理学		SDGsと教育		
		特別支援教育		教育基礎演習		
	後期	教育の方法及び技術	音楽科概説		日本国憲法	障害者教育総論
		ICT活用の理論と実践	体育科概説		情報A	知的障害者の心理・生理・病理
		教育相談	英語科概説			肢体不自由者の心理・生理・病理
2年次	前期	音楽科教育法	国語科概説(書写を含む。)	学校インターンシップⅠ	スポーツと健康の科学	病弱者の心理・生理・病理
		英語科教育法(小)	社会科概説			肢体不自由教育総論
			算数科概説			発達障害児の心理・生理・病理
			生活科概説			
	後期	国語科教育法	理科概説	学校インターンシップⅡ		病弱教育Ⅰ
		社会科教育法	図画工作科概説	介護等体験		病弱教育Ⅱ
		算数科教育法	家庭科概説			病弱教育総論
		生活科教育法				
		体育科教育法				
3年次	前期	理科教育法		学校インターンシップⅢ	外国語コミュニケーションⅠ	知的障害教育総論
		図画工作科教育法				
		家庭科教育法				
		教育課程論				
		道徳教育の理論と指導法				
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法				
		生徒・進路指導論				
		教育実習指導Ⅰ(幼・小)				
	後期	教育実習Ⅰ(幼・小)		学校インターンシップⅣ	外国語コミュニケーションⅡ	知的障害教育Ⅰ
		教育実習Ⅱ(幼・小)				知的障害教育Ⅱ
						教材研究Ⅱ
4年次	前期			学校インターンシップⅤ		肢体不自由教育Ⅰ
						肢体不自由教育Ⅱ
						重複障害者教育総論
						教育実習指導(特支)
						教育実習(特支)
	後期	教職実践演習(幼・小・中)		学校インターンシップⅥ		発達障害者教育論
						視覚障害者教育総論
						聴覚障害者教育総論